

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年10月28日に実施した都市建設局道路部の定期監査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年5月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 定期監査対象事務

各事業の委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

平成28年8月9日から平成28年10月28日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年5月24日

4 定期監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>緑土木事務所、中央土木事務所及び南土木事務所の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、駅前広場、エレベーター等の公共施設の清掃や保守点検等について、公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「公社」という。)と7年間継続して契約している「橋本駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」、「相模原駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」及び「相模大野駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」において、次のような不適正な事例が見られた。</p> <p>各契約書中、約款では「受注者自らが行うことが困難な業務については、その業務を第三者に委託することができるものとし、その業務は業務委託仕様書に定める」と規定されているが、仕様書には再委託に関する定めがなかった。また、駅前清掃、エレベーター保守点検等、合わせて54の業務が具体的に規定されているが、その全てが第三者に再委託されており、公社が直</p>	<p>平成28年8月9日から平成28年10月28日にかけて実施された定期監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>「仕様書には再委託に関する定めがなかった」ことにつきましては、契約書に規定する「疑義等の解決」により、再委託することができる業務を具体的に定め、平成28年12月1日付で協議書を締結しました。</p> <p>「公社が直接実施する具体的な業務の内容については定められていなかった」ことにつきましても、契約書に規定する「疑義等の解決」により、主要な業務である総合的な管理・調整業務を定め、平成28年12月1日付で協議書を締結しました。</p> <p>平成29年度の駅前清掃業務、エレベーター保守点検業務等については「入札・契約事務の適正執行について」(平成29年3月28日契約課長通</p>

接実施する具体的な業務の内容については定められていなかった。

さらに「入札・契約事務の適正執行について」(平成28年3月28日契約課長通知)に記載されている再委託する場合の事前承諾が行われておらず、再委託の状況が報告されているのみであった。

契約事務に関しては、近年の監査委員監査で不適正な事務処理が多数見られ繰り返し指摘事項としたことから、市においては、これまで全庁的な注意喚起が再三再四実施され、本年7月には一斉事務点検が行われている。

もとより契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方の意思を確認する行為であり、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じること等を防止するため、適正に契約に関する事務を執行することは当然のことであり、仕様書に定めがないまま業務が再委託されるなど不適正な事務処理が行われていたことは大変遺憾である。

こうしたことは、緑土木事務所、中央土木事務所及び南土木事務所において、担当職員から管理監督者まで適正に事務を処理するという意識が欠如し、基本的事項である契約書や仕様書の作成について十分な確認を行わないまま、漫然と前例を踏襲し事務を執行

知)に基づき、契約書約款に一括再委託の禁止や、業務の一部に再委託の必要がある場合は、あらかじめ書面による再委託の承諾を得る旨を明記し、17件の契約を締結しました。

また、6月1日付で締結する4件の契約については直接発注に向けて現在事務を進めているところでございます。

【緑・中央・南土木事務所】

した結果であると言わざるを得ない。

今回このような不適正な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を深く認識し、契約書約款、仕様書等関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【緑・中央・南土木事務所】

1 行政監査対象事務

契約における業者選定（1者随意契約の場合）について

2 監査の日程

平成28年8月9日から平成28年10月28日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年5月24日

4 行政監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>緑土木事務所、中央土木事務所及び南土木事務所では、駅周辺施設の安全や美観を保持するため、それぞれ「橋本駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」、「相模原駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」及び「相模大野駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」を公社と1者随意契約により、7年間継続して契約を締結していた。</p> <p>これらの契約書約款においては、駅前清掃、昇降施設巡回監視、エレベーター保守点検などの具体的な業務が定められているが、その全ての業務が第三者に再委託されており、こうしたことは契約した相手方でなければ業務の目的が達成できないという、1者随意契約とした理由に疑義を生じさせかねないものである。</p> <p>今後は、1者随意契約とする場合は、競争性を確保できない真にやむを得ない場合に限られることを深く認識するとともに、業務内容を精査し適正に契約事務を執行されたい。</p>	<p>平成28年8月9日から平成28年10月28日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>平成29年度は、それぞれの土木事務所で一括発注としてきた「監視巡回清掃等業務委託」等の業務を21件の契約に整理し、1者随意契約が真にやむを得ないものを除き直接発注するよう改善を図りました。</p> <p>6件については、入札・見積合わせを執行し、競争性を確保したうえで業務委託契約を締結いたしました。</p> <p>また、6月1日付で契約を締結する予定の4件については、直接発注に向けて現在事務をすすめているところでございます。</p> <p>【緑・中央・南土木事務所】</p>

